

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

次世代育成支援対策等において大きな課題となっている仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するため、育児・介護休業制度について以下の見直しを行う。

第1 法律案の概要

1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

- (1) 育児休業・介護休業の対象労働者の拡大
期間を定めて雇用される者のうち、以下のいずれにも該当する者について、育児休業及び介護休業の対象に加える。
 - イ 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること
 - ロ 子が1歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが申出時点において明らかである者を除く）介護休業についても同様の考え方で要件を設定
- (2) 育児休業期間の延長
子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6か月に達するまでの休業を可能とする。
- (3) 介護休業の取得回数制限の緩和
同一の対象家族1人につき、介護を要する状態に至ったごとに1回、通算93日の範囲内で休業を可能とする。
- (4) 子の看護休暇制度の創設
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、労働者1人につき年5日まで、病気やけがをした子の世話をするための子の看護休暇を取得できることとする。

2 雇用保険法の一部改正

育児休業給付金及び介護休業給付金の支給範囲について、1(2)及び(3)にあわせて改正を行う。

3 船員保険法の一部改正

雇用保険法と同様の改正を行う。

4 施行日

平成17年4月1日

第2 スケジュール

事務次官等会議	平成16年2月9日(月)
閣議	平成16年2月10日(火)

照会先：雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課（内線7856）